

## 買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

令和5年5月17日

農林水産大臣 野村 哲郎

### 記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備 考
松阪市嬉野下之庄 町字新屋敷1710番 4 宅地 25.36㎡ （買収時：一志郡 豊地村下之庄字新 屋敷1710番 山林 1 畝13歩）	在間理一郎 一志郡豊田村大字 権現前	
松阪市嬉野上野町 字新屋敷1052番3 宅地 48.38㎡ （買収時：一志郡 豊地村下之庄字新 屋敷1686番 山林 2 反 2 畝 4 歩）	中村重三郎 一志郡中原村大字 算所231	

<p>松阪市嬉野上野町 字新屋敷1052番4 宅地 48.72㎡ (買収時：一志郡 豊地村下之庄字新 屋敷1686番 山林 2反2畝4歩、一 志郡豊地村下之庄 字新屋敷1682番 山林 8畝9歩)</p>	<p>中村重三郎、古井 庄太郎 一志郡中原村大字 算所231、一志郡 豊地村大字下之庄 929</p>	
<p>松阪市嬉野上野町 字御殿山1786番1 公衆用道路 36㎡ (買収時：一志郡 豊地村下之庄字御 殿山1632番1 山 林 5反9畝8 歩)</p>	<p>野瀬 武 一志郡豊田村大字 権現前770</p>	<p>現況： 道路 公共利 用計画 あり</p>